

平成27年稲敷市農業委員会第11回総会

〔11月25日〕

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
 - 日程 2 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について
 - 日程 3 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
 - 日程 4 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について
 - 日程 5 制限除外の農地の移動届出について
 - 日程 6 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について
 - 日程 7 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について
 - 日程 8 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
 - 日程 9 現況証明願に対する証明書の交付について
 - 日程 10 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）
 - 日程 11 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）
 - 日程 12 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）

本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
- 日程 2 報告第1号
- 日程 3 報告第2号
- 日程 4 報告第3号
- 日程 5 報告第4号
- 日程 6 議案第1号
- 日程 7 議案第2号
- 日程 8 議案第3号
- 日程 9 議案第4号
- 日程 10 議案第5号
- 日程 11 議案第6号
- 日程 12 議案第7号

出席委員

- | | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 古澤真和君 | 17番 | 坂本富男君 |
| 2番 | 遠藤一行君 | 18番 | 濱田昭一君 |
| 3番 | 高須一郎君 | 19番 | 横田悌次君 |

| | | | | | |
|-----|----|-----|-----|----|------|
| 4番 | 加納 | 昭君 | 20番 | 宮本 | 善助君 |
| 5番 | 根本 | 脩君 | 21番 | 飯塚 | 恒雄君 |
| 6番 | 小貫 | 和子君 | 22番 | 篠崎 | 惣壽君 |
| 7番 | 吉岡 | 一仁君 | 23番 | 澤邊 | 雅之君 |
| 8番 | 山本 | 陽子君 | 24番 | 野口 | 克行君 |
| 9番 | 松田 | 守君 | 25番 | 篠崎 | 文夫君 |
| 10番 | 村山 | 文雄君 | | | |
| 11番 | 関口 | 邦子君 | 27番 | 飯沼 | 喜見古君 |
| 12番 | 山口 | 幸一君 | 28番 | 墳本 | 典勇君 |
| 13番 | 森田 | 康君 | 29番 | 松本 | 文雄君 |
| 14番 | 木内 | 昌秀君 | 30番 | 足立 | 久美子君 |
| 15番 | 坂本 | 雅美君 | 31番 | 黒田 | 仁君 |
| 16番 | 宮本 | 昇君 | 32番 | 川島 | 昇君 |

欠席委員

26番 山下 恭一 君

出席説明委員

| | |
|-------------|-------|
| 農業委員会事務局長 | 森川 春樹 |
| 農業委員会事務局長補佐 | 飯島 伸生 |
| 農業委員会事務局係長 | 油原 雅人 |
| 農業委員会事務局主査 | 宮本 昭 |

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

11月12日（木） 第2回稲敷市国民健康保険運営協議会
 於 稲敷市 桜川庁舎
 出席者 加納 昭会長

11月16日（月） 茨城県農業会議第423回常任会議員会議
 於 水戸市 茨城県市町村会館
 出席者 加納 昭会長，森川春樹局長

11月19日(木) 農業委員会県南連絡協議会会長・局長合同視察研修会
20日(金) 於 山形県天童市
出席者 加納 昭会長, 森川春樹局長

午後3時開会

○農業委員会事務局長(森川春樹君) それでは、ただいまから、平成27年11月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定によりまして、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくお願いをいたします。

○議長(加納 昭君) それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いをいたします。

本日の出席委員は、31名です。欠席委員は26番、山下恭一の1名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長(加納 昭君) 最初に会議録署名人の指名を行います。お諮りいたします。会議録署名人の、指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加納 昭君) 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、20番、宮本善助委員、21番、飯塚恒雄委員の両名を指名いたします。

日程 2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長(加納 昭君) それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長(森川春樹君) 1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番，橋向字橋向，田1筆，456平方メートルでございますが，茨城県農林振興公社が行う農地中間管理機構特例事業により所有権移転を行うものです。よろしくご承認をお願いいたします。

受理番号2番，三次字三次ほか1地区，田4筆，畑1筆，計9，299平方メートルでございますが，同じく茨城県農林振興公社が行う農地中間管理機構特例事業により所有権移転を行うものです。よろしくご承認をお願いいたします。

受理番号3番，橋向字橋向ほか1地区，田8筆，13，510平方メートルでございますが，これも同じく茨城県農林振興公社が行う農地中間管理機構特例事業により所有権移転を行うものです。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは，報告事項でございますので，ご承認のほどよろしく願いたします。

日程 3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして，報告第2号，「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2ページをお開き願います。

報告第2号，「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番より6番までを一括してご報告いたします。2ページから4ページになります。

本届出は，被相続人の死亡により，それぞれの取得日において相続により農地を取得したものであります。権利の取得者は，いずれも自作地又は委託として耕作をしており，農業委員会による，あっせん等の希望は，ないものであります。内容の詳細につきましては，それぞれ議案書に記載のとおりでございます。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは，また，報告事項でございますので，ご承認のほどよろしく願いたします。

日程 4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第3号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）5ページをお開き願います。

報告第3号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」でございます。受理番号1番から受理番号10番までを一括して報告いたします。5ページから7ページになります。

今回解約通知のあった9件については、いずれも双方の都合により合意解約をするものでございます。詳細につきましては、それぞれ議案書に記載のとおりでございます。よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

日程 5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第5号、「制限除外の農地の移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）8ページをお開き願います。

報告第4号、「制限除外の農地の移動届出について」でございます。

受理番号1番、下太田字新宿、畑1筆、176.76平方メートルでございますが、東日本電信電話株式会社が屋外型光アクセス装置設置のため届出があったものでございます。農地法施行規則第53条第14号に基づくものでございます。よろしくご承認をお願いします。

受理番号2番、福田字新地、田1筆、198平方メートルでございますが、申請人が農業用格納庫として使用するため届出があったものでございます。農地法施行規則第32条第1項第1号に基づくものでございます。よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは、また、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

日程 6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）9ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。公売による所有権移転2件、売買による所有権移転3件、贈与による所有権移転3件、合計8件でございます。

受理番号1番、時崎字時崎南部、田2筆、5,296平方メートルについてでございますが、稲敷市が行った不動産公売において最高価申込者となったものであります。受人には10月総会で買受適格証明書を交付しておりますので、農地法第3条の許可要件は満たしております。

受理番号2番、太田字下中郷、田1筆、1,445平方メートルにてでございますが、稲敷市が行った不動産公売において最高価申込者となったものであります。受人には10月総会で買受適格証明書を交付しておりますので、農地法第3条の許可要件は満たしております。

受理番号3番、四箇字四箇、田1筆、1,810平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号4番、佐倉字横ついち、畑2筆、391平方メートルについてでございますが、受人が耕作利便のため譲り受けるものでございます。

受理番号5番、阿波崎字逆塩、田1筆、1,220平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

10ページをお開き願います。

受理番号6番、阿波崎字孫八ほか1地区、田4筆、6,211平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため譲り受けるものでございます。

受理番号7番、橋向字堤外古利根耕地ほか3地区、田17筆、畑2筆、22,502平方メートルについてでございますが、受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

受理番号8番、本新、田1筆、396平方メートルについてでございますが、受人が耕作地を譲り受けるものでございます。以上8件の調査の結果は、全て報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

以上で、議案第1号の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。なお、受理番号1番及び2番は買受適格証明時に審査済みですので調査報告は省略いたします。受理番号3番について、高須委員より報告をお願いいたします。

○3番（高須一郎君）3番、高須です。受理番号3番について報告いたします。11月20日、坂本雅美委員と受人の調査し、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。

受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機をそれぞれ各1台所有しております。農作業従事日数は、210日であります。経営面積651アールであります。調査の結果受人は、農地の権利

取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号4番について、宮本善助委員より報告をお願いいたします。

○20番（宮本善助君）20番、宮本です。受理番号4番について報告いたします。11月20日に澤邊委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻、野菜を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター及びコンバイン、刈り取り等頼んでやってもらっているのでリースです。農作業従事日数は20日であります。経営面積150アールであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号5番から6番について、根本委員より報告をお願いいたします。

○5番（根本 脩君）5番、根本です。受理番号5番、6番につきまして報告をいたします。11月20日、黒田委員と受人の調査し、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。まず、受理番号5番であります。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況につきましては、トラクター、耕運機等を所有しておりますが、農作業従事日数につきまして本人が100日そして妻が50日で両方合わせまして150日あります。また、経営面積159アールであります。

受理番号6番につきましては、主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況につきましては、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は、20日あります。また、経営面積320アールあります。5番、6番とも調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。

どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号7番について、宮本善助委員より報告をお願いいたします。

○14番（木内昌秀君）14番、木内です。受理番号7番について報告いたします。11月20日、森田委員と受人の調査し、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。

受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台所有しております。農作業従事日数は、180日あります。経営面積273アールあります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号8番について、関口委員より報告をお願いいたします。

○11番（関口邦子君）11番、関口です。受理番号8番について報告いたします。11月

21日、加納委員と受人の調査し、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。

受人は主に酪農を営んでいる農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しております。農作業従事日数は、300日であります。経営面積152アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおり間違いはなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程 7 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願いに対する証明書の交付 について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願いに対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）12ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第3条に係る買受適格証明願いに対する証明書の交付について」でございます。関東信越国税局が行う公売物件に対する買受適格証明書の交付について1件でございます。

受理番号1番、沼田字太夫ヤ敷、畑1筆、117平方メートルについてでございますが、申請人が農業経営規模拡大のため公売参加を希望するものでございます。調査の結果は、報告書のとおりで農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。以上で、議案第2号の説明をおわります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、村山委員より報告願います。

○10番（村山文雄君）1お番、村山です。受理番号1番について報告いたします。さる20日、松田委員と受人の調査し、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に畑作をしている……ます。それから報告書に休耕地が書いてありますが復元計

画書が提出されています。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラ2台を所有しております。農作業従事日数は、250日であります。経営面積275アールであります。調査の結果受人は、農地の権利取得の要件を満たしており報告書のとおりで間違いはなく、証明書発行に問題ないと考えられます。よろしく審議をお願いいたします。以上です。

○議長（加納 昭君）これで調査委員の調査報告を終了いたします。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願いに対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり、証明書を交付することに決定いたしました。

日程 8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

油原係長

○農業委員会事務局係長（油原雅人君）13ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、高田字大畑ほか2地区、田3筆、畑5筆、6,531平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電事業施設用地に転用するものでございます。申請地は全体計画12,921平方メートルのうち6,531平方メートルが農地で、市街化調整区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、幸田字権現久保、畑2筆、710平方メートルについてでございますが、申請人が太陽光発電事業施設用地に転用するものでございます。

申請地は、非線引き区域、農振農用地区域外、土地改良区域外であり、農地区分は第2種農地と考えられ、別紙審査表のとおり、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号3番、幸田字船戸、田1筆、631平方メートルについてですが、申請人が車庫及び駐車場用地に転用するものでございます。申請地は、非線引き区域、農振農用地区

域外，土地改良区域内除外済で，農地区分は第1種農地と考えられ，別紙審査表のとおり，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号4番，佐倉字見行沼ほか1地区 田1筆，畑2筆 1，446平方メートルについてですが，申請人が店舗用地に転用するものでございます。申請地は全体計画2，112.56平方メートルのうち1，446平方メートルが農地で，市街化調整区域，農振農用地区域外，土地改良区域外で，農地区分は第2種農地と考えられ，別紙審査表のとおり，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

14ページをお開き願います。

受理番号5番，神宮寺字町山ほか1地区，畑20筆，27，147平方メートルについてですが，申請人が太陽光発電施設用地に転用するものでございます。申請地は全体計画30，651平方メートルのうち27，147平方メートルが農地で，非線引き区域，農振農用地区域外，土地改良区域外で，農地区分は第2種農地と考えられ，別紙審査表のとおり，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

15ページをお開きください。

受理番号6番 柴崎字寄居下，畑1筆，498平方メートルについてですが，申請人が自己住宅用地に転用するものでございます。申請地は，市街化調整区域，農振農用地区域外，土地改良区域外で，農地区分は第1種農地と考えられ，別紙審査表のとおり，農地転用許可基準に該当するものと考えられます。以上で，議案第3号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい，ただいま事務局の説明でございましたが，調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について，篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○22番（篠崎惣壽君）22番，篠崎です。受理番号1番について，さる20日，飯沼委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく，太陽光発電事業施設用地として利用するものであり，周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで，農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議，お願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい，次に受理番号2番から3番について，飯塚委員より報告をお願いいたします。

○21番（飯塚恒雄君）21番，飯塚です。受理番号2番及び3番について報告いたします。さる20日，森田委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果ですが事務局の説明どおりで間違いなく，それぞれ太陽光発電事業施設用地，車庫及び駐車場用地として利用するものであり，周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで，農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議，お願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい，次に受理番号4番について，宮本善助委員より報告をお願いいたします。

○20番（宮本善助君） 20番，宮本です。受理番号4番について報告いたします。さる20日，澤邊委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果ですが事務局の説明どおりで間違いなく，店舗用地として利用するものであり，周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで，農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議，お願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい，次に受理番号5番について，野口委員より報告をお願いいたします。

○24番（野口克行君） 24番，野口です。受理番号5番について報告いたします。さる20日，高須委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果ですが事務局の説明どおりで間違いなく，太陽光発電事業施設用地として利用するものであり，周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで，農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議，お願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい，次に受理番号6番について，濱田委員より報告をお願いいたします。

○18番（濱田昭一君） 18番，濱田です。受理番号6番について報告いたします。さる20日，篠崎委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果ですが事務局の説明どおりで間違いなく，自己住宅用地として利用するものであります。周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題ありませでした。以上のことから報告書のとおりで，農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議，お願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい，これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

○10番（村山文雄） 10番，村山です。受理番号1番戸5番について，この賃貸借は何年間か，再生計画は，聞いた話なのですが，太陽光発電事業は施設的に2次災害など聞いておりますのでこれまで，再生計画はどのようになっているのか，雨が降った場合，・・・2次災害が起こるのかおこらないのか，どのようになっているのか，そのようなところを聞きたい。

○農業委員会事務局係長（油原雅人君） 周辺農地の営農に支障をきたすか，きたさないかでよろしいですか。

○10番（村山文雄） それではない。仮に異常事態が発生して，災害が起きた場合だれが責任を持つのか

○農業委員会事務局係長（油原雅人君） 周辺農地の営農に支障をきたさないことが条件の一つで，たとえば雨水の流出だとか，そのような対策はしてもらっています。でも，さいきんあるゲリラ豪雨で超えてしまう災害が出た場合は事業者にも責任を取ってもらう形になると思いますが，そこまで農業委員会がタッチしていません。

○10番（村山文雄）仮に災害が起きた場合はどうするか・・・あとは開発の問題になるかと・・・以上です。意見ですので。

○議長（加納 昭君）その他、何かありますか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 9 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本主査

○農業委員会事務局主査（宮本 昭君）16ページをお開き願います。

議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付について」非農地証明書の交付25件でございます。

受理番号1番、駒塚字内山、畑1筆、207平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日、平成6年11月4日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号2番、阿波崎字北須賀、畑1筆、194平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日、平成6年11月4日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号3番、古渡字寺前、畑1筆、495平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より境内地として利用されております。撮影年月日、平成6年11月4日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号4番、古渡字寺前 ほか1地区、田1筆、畑2筆、3,463平方メートルについて、登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は、20年以上前より境内地として利用されております。撮影年月日、平成6年11月4日の空中写真証明

書と始末書が提出されております。

受理番号5番，新橋字大沼，畑1筆，846平方メートルについて，登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は，20年以上前より宅地敷地として利用されております。撮影年月日，平成1年10月9日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号6番，幸田字大塚，畑1筆，991平方メートルについて，登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は，20年以上前から山林化しております。撮影年月日，平成6年11月4日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

つづきまして，受理番号7番から25番までの19件につきましては，同一内容の案件でございますので一括で説明をさせていただきます。非農地証明書19件について，それぞれ土地所有者より申請のあったものです。佐倉字小角ほか3地区，田1筆，畑24筆について，登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。申請地は，20年以上前から山林化しており農地への復元が困難で耕作を行うことができない状況です。撮影年月日，平成6年11月2日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

以上で，議案第4号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい，ただいま事務局の説明でございましたが，調査委員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について，飯沼委員より報告をお願いいたします。

○27番（飯沼喜見古君）27番，飯沼です。受理番号1番について，さる20日，篠崎委員と松本委員と，それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果，事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から宅地敷地として利用されており，国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をいたしました。調査の結果は，農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい，次に受理番号2番について，根本委員より報告をお願いいたします。

○5番（根本 脩君）5番，根本です。受理番号2番につきまして，さる20日，黒田委員と飯塚委員と，それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果，事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から宅地敷地として利用されており，国土地理院発行の航空写真と合わせて確認いたしました。調査の結果は，農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断をいたしました。よろしく審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい，次に受理番号3番から4番について，野口委員より報告をお願いいたします。

○24番（野口克行君）24番，野口です。受理番号3番，4番について，さる20日，高須委員と坂本委員と，それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果，事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から境内地として利用されており，国土地理院発行の航空写真と合わせて確認いたしました。調査の結果は，農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしく審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号5番について、森田委員より報告をお願いいたします。

○13番（森田 康君）13番、森田です。受理番号5番について、さる20日、飯塚委員と根本委員と、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から宅地敷地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認いたしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしく審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号6番について、飯塚委員より報告をお願いいたします。

○21番（飯塚恒雄君）21番、飯塚です。受理番号6番について、さる20日、森田委員と根本委員と、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から山林化しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認いたしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしく審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）はい、次に受理番号7番から25番について、宮本善助委員より報告をお願いいたします。

○20番（宮本善助君）20番、宮本です。受理番号7番から25番まで、これは同一場所なので一括して報告いたします。さる20日に江戸崎地区委員と、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明のとおりで間違いはなく20年以上前から山林化しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認いたしました。調査の結果は、周囲の状況からみて耕作することは困難であり、今後も耕作する見込みもなく、農地法第2条の農地に該当せず非農地と判断します。よろしく審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。本案は、申請のとおり、証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、本案は、申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程10 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について
(利用権設定)

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）よろしく お願いします。

19ページをお開きください。

議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定です。

今回は、新規設定が、12件、63筆、101,001平方メートル、再設定が、25件、93筆、261,965平方メートル、合計37件、156筆、362,966平方メートルについての利用権設定です。新規設定について、ご説明いたします。

受理番号1番、新橋字福田、田1筆、4,680平方メートル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積750アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数240日の農業者です。

受理番号2番、柴崎字切上ほか1地区、田3筆、8,351平方メートル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積1,031アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数190日の認定農業者です。

受理番号3番、柴崎字砂子ほか2地区、田3筆、6,621平方メートル、

受理番号4番、柴崎字切上ほか3地区、田9筆、6,410平方メートル、いずれの2件は、新規設定で、利用目的が水稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、1.5俵、設定を受ける者は、経営面積1,707アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数250日認定農業者です。

受理番号5番、佐原下手字下手、田1筆、3,972平方メートル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、1.5俵、設定を受ける者は、経営面積400アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数180日の認定農業者です。

受理番号6番、八千石字八千石、田5筆、12,800平方メートル、

受理番号7番、八千石字八千石、田1筆、3,047平方メートル、

受理番号8番、橋向字堤外古利根耕地ほか2地区、田13筆、14,945平方メートル、

受理番号9番、八千石字八千石、田9筆、11,433平方メートル、

受理番号10番、橋向字橋向ほか2地区、田14筆、21,682平方メートル、いずれの5件は、新規設定で、利用目的が水稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積4,984アールの水稲を作付けする農業生産法人です。

受理番号11番、鳩崎字余郷入、田2筆、6,060平方メートル、新規設定で、利用目的が水稲、期間が5年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面

積 2 6 6 アールの水稻を作付けする農業生産法人です。

受理番号 1 2 番，稲波字中区，田 2 筆，9 9 1 平方メートル，新規設定で，利用目的が水稻，期間が 1 0 年，小作料は 1 0 アール当たり，1 俵，と 0. 5 俵，設定を受ける者は，経営面積 4 0 4 アールの水稻を作付けする農家で，農作業従事日数 1 5 0 日の認定農業者です。

受理番号 1 3 番から 3 7 番までの再設定の詳細につきましては，議案書とおりです。

以上，農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。よろしく，ご審議をお願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい，これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい，それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより，議案第 5 号，「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。

本案は，原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は，原案のとおり決定いたしました。

日程 11 議案第 6 号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について （中間管理事業）

○議長（加納 昭君）続きまして，議案第 6 号，「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）別冊になっています議案書の 2 7 ページをお開きください。

議案第 6 号，「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」です。

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による利用権の設定で，農地中間管理機構として，農地中間管理事業を実施する，茨城県農林振興公社が，中間管理権を取得するものです。

今回は，8 5 件，2 5 4 筆，6 3 3，8 0 6 平方メートルについての利用権設定です。

受理番号 1 番から 8 5 番の詳細につきましては，議案書のとおりです。

よろしく，ご審議をお願いします。以上です。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第6号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

日程12 議案第7号 稲敷市農用地利用配分計画(案)に対する意見決定について (中間管理事業)

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第7号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君） 別冊になっています議案書の42ページをお開きください。

議案第7号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」です。

農地中間管理事業の推進に関する法律、第19条第2項に基づき作成される稲敷市農用地利用配分計画の（案）に対し、同条第3項の規定により農業委員会が回答する意見について、ご審議をお願いするものです。

今回の配分計画（案）は、101件、254筆、633、806平方メートルについて

借受人につきましては、同法17条の規定により、茨城県農林振興公社が行った募集により応募され、公表されている者であり、同法18条第4項の規定を満たしており、認定農業者でもあり、特に問題がないと思われま

す。受理番号1番から101番の配分計画（案）の詳細につきましては、議案書のとおりです。

よろしくご審議をお願いいたします。以上です

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。
これより、議案第7号、「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは異議なしと認めます。

これをもちまして、平成27年11月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。
ご苦勞様でした。

午後3時56分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する。

議 長 加 納 昭 ⑩

20番委員 宮 本 善 助 ⑩

21番委員 飯 塚 恒 雄 ⑩
